

**二級建築士・木造建築士の免許証がA4サイズから  
顔写真入り携帯型カードに変わっています。**

平成23年4月から  
(奈良県登録者)

■平成23年4月1日から、  
・新たに二級建築士・木造建築士の免許登録を申請される方、  
・二級建築士免許証・木造建築士免許証の登録事項変更・書換え交付及び  
再交付を申請される方  
には、これまでのA4サイズの免許証に代わり顔写真入りの携帯型カードが  
交付されています。

■現在A4サイズの免許証をお持ちの方は、登録事項に変更が無くても希望される場合は、  
顔写真入り携帯型カードへ変更することができます。

その際は、A4サイズの免許証は返納して頂くことになります。

■顔写真入り携帯型カードとA4サイズの免許証の効力は同じです。  
(設計又は工事監理の受託契約に関する重要事項説明の際に建築主に掲示するのは、  
どちらでも構いません。)

**二級建築士・木造建築士登録関係の申請手数料**

種類	手数料の額
○二級建築士・木造建築士免許申請手数料(令和元年度以前の合格者)	19,300円
○二級建築士・木造建築士免許申請手数料(令和2年度以降の合格者)	24,400円
○二級建築士・木造建築士登録事項変更・再交付申請手数料	5,900円
○二級建築士・木造建築士携帯型切り替え申請手数料	5,900円
○免許登録証明書発行手数料(手数料の変更はありません)	500円

免許証が顔写真入り携帯型カードに変わったことに伴い、免許登録等に係る手数料の  
一部が上記表のとおり改定されます。

手数料は、従来どおり奈良県収入証紙で納付して下さい。

★二級建築士・木造建築士免許登録申請等はこちらへ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課監察係  
〒630-8501  
奈良県奈良市登大路町30番地  
TEL 0742-27-7564

二級建築士・木造建築士免許申請書関係様式は、  
奈良県建築安全推進課のホームページの「建築士行政」から  
ダウンロードできます。

二級建築士免許証

奈良 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

二級建築士 登録番号第〇〇〇〇号  
登録年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

建築士法(昭和25年法律第202号)により  
二級建築士の免許を与えたことを証する。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日  
奈良県知事 荒井 正吾 印

(免許証イメージ)

**※作成に時間がかかります。(通常90日程度)ので御了承ください。  
特に1月から3月末の申請の場合は免許証の交付は6月以降になります。**